

## 第 6 号議案

### 愛南町課設置条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町課設置条例の一部を改正する条例

愛南町課設置条例(平成 27 年愛南町条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 6 号を次のように改める。

(6) 海業振興課

第 2 条第 1 号オ中「情報及び電算」を「電算」に改め、同条第 2 号に次のように加える。

ク 情報及びDXに関すること。

第 2 条第 6 号中「水産課」を「海業振興課」に改め、同号ウを削り、同条第 8 号中キをクとし、エからカまでをオからキまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 漁港及び海岸に関すること。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 6 日提出

愛南町長 中村 維伯

### 提案理由

組織再編により一部の課名を変更し、及び複数の課の分掌事務を変更するため。

愛南町課設置条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、愛南町に次の課を置く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>水産課</u></p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務課 ア～エ 略 オ <u>情報及び</u>電算に関すること。 カ～ケ 略</p> <p>(2) 企画財政課 ア～キ 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>水産課</u> ア、イ 略 <u>ウ 漁港及び海岸に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 建設課 ア～ウ 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>エ</u> 都市計画に関すること。 <u>オ</u> 町営住宅の管理に関すること。 <u>カ</u> 法定外公共物に関すること。 <u>キ</u> 登記事務に関すること。</p> <p>(9)～(13) 略</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、愛南町に次の課を置く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>海業振興課</u></p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務課 ア～エ 略 オ _____電算に関すること。 カ～ケ 略</p> <p>(2) 企画財政課 ア～キ 略</p> <p><u>ク 情報及びDXに関すること。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>海業振興課</u> ア、イ 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 建設課 ア～ウ 略</p> <p><u>エ 漁港及び海岸に関すること。</u></p> <p><u>オ</u> 都市計画に関すること。 <u>カ</u> 町営住宅の管理に関すること。 <u>キ</u> 法定外公共物に関すること。 <u>ク</u> 登記事務に関すること。</p> <p>(9)～(13) 略</p>